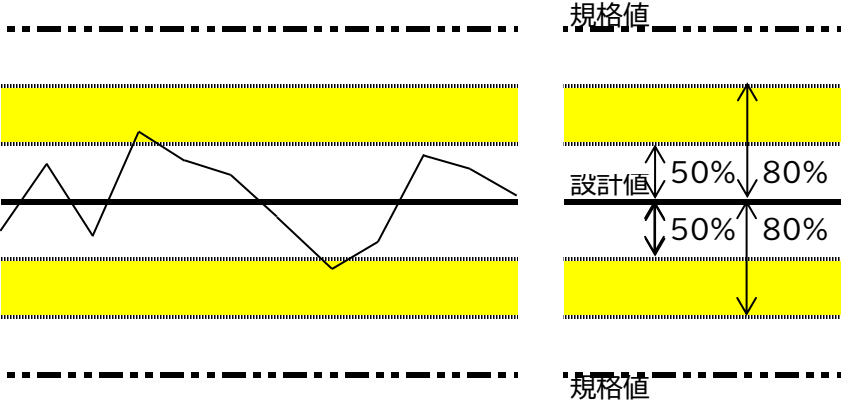


【記入方法及び留意事項】

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

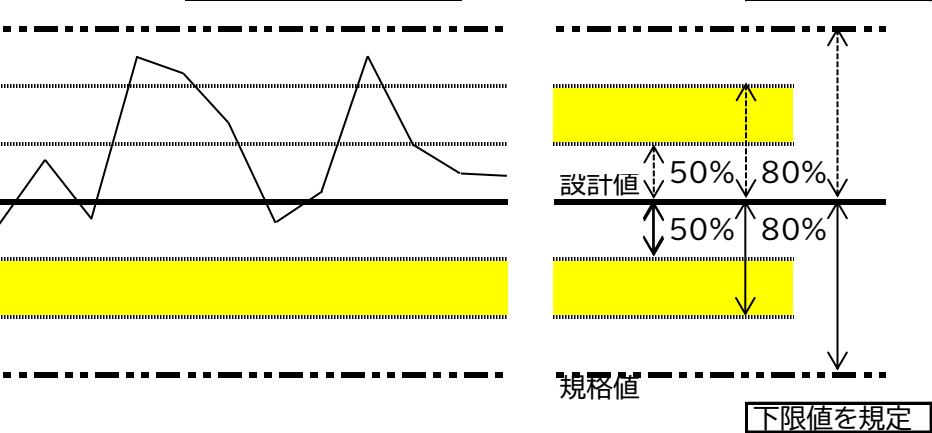
〔管理図の場合〕

(上・下限値がある場合)
ばらつきが50%以下と判断できる例(測定値の85%以上が規格内)



※ 打点数が少なく、ばらつきの判断ができない場合は
評価対象項目で評価する。

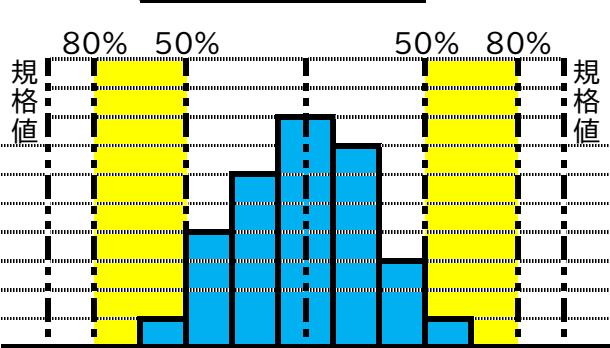
(下限値のみの場合)
80%を超えると判断



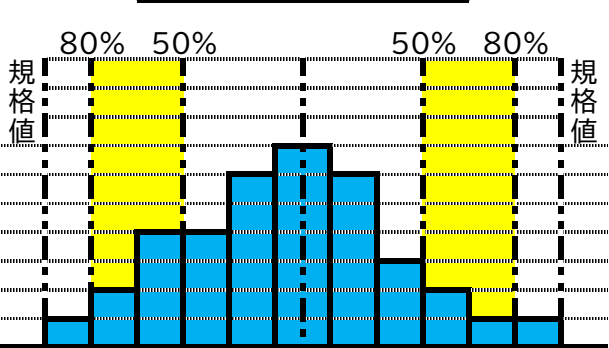
※ 上限値のない場合のばらつきの考え方は、
下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきを考慮する。

〔度数表または、ヒストグラムの場合〕

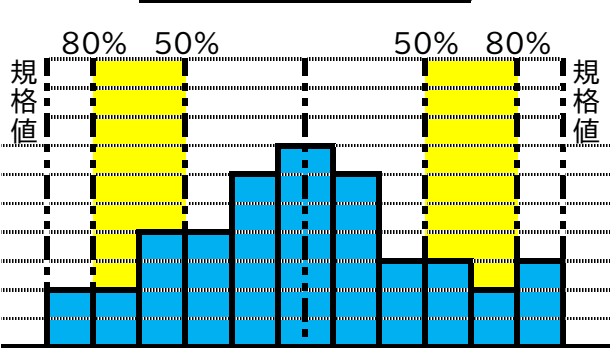
概ね50%以下と判断



概ね80%以下と判断



80%を超えると判断



2. 多工種複合工事の取り扱い

- (1) 工事全体の中から主たる工種で評定することとし、金額ベースで70%以上を占める工種を適用する。
- (2) 1工種で70%に満たない場合は、複数工種で考査することとするが、上位2工種に留める。
- (3) 複数工種で考査する場合でも、検査対象に重要構造物がある場合は、これを優先し上位2工種に取り込む。
- (4) 2工種で評価が分かれた場合は、低い工種で代表させる。(バランスがとれていることが高い評価の条件)
- (5) 中間、出来形、完成のすべての検査で当該工事の主たる工種で評定するものとする。なお、中間、出来形検査時の評定に当たって上位2工種の進捗が少ないなど、評定することが不適当な場合は評定しないことが出来る。この場合は、4号様式の所見欄にその理由を記すと共に、後の検査時の評定のため必要に応じて、「考査項目別運用表」の品質及び出来ばえについて可能な範囲の記入を行い、4号様式に添付する。
- (6) 「品質」、「出来ばえ」とも考査項目の追加は認めない。又、不要項目については適宜削除する。
- (7) コンクリート橋は、プレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

3. コンクリート構造物のクラックについて

- (1) クラックが発生した構造物では「進行性または有害なクラックがなく、発生したクラックに対しては有識者等の意見に基づく処置をしている」等が見られたら、C評価とする。
- (2) 「進行性または有害なクラックがある」場合、無処理の場合は、状況に応じて、dまたはe評価とする。

4. その他

- (1) 「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
- (2) 「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。
- (3) 考査項目別運用表の内、新たな工種を作成使用するときは、国及び千葉県の運用表を参照し管財課と協議すること。